

特別区設置協定書(案)関係確認事項 (財政調整)

平成26年7月18日

大阪府・大阪市特別区設置協議会
事務局:大阪府市大都市局

(三) 特別区財政調整交付金に加算する額

特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、当面、地方交付税を財源とする財政運営が不可避である点に鑑み、**地方交付税や臨時財政対策債の発行可能額、公債費負担等を勘案したものとする**

パッケージ案

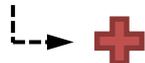
● 特別区財政調整交付金

- ・ 現行：財政調整財源（普通税三税）に配分割合を乗じる
- ・ パッケージ案：財政調整財源に地方交付税を加える

財政調整財源（普通税三税）



配分割合



地方交付税（臨時財政対策債を含む）

国との調整などを踏まえた見直し

● 特別区財政調整交付金

- ・ 現行どおりの算定方法である

財政調整財源（普通税三税）



配分割合

に、

条例で定める額

を加算できる方向で検討

- ・ 臨時財政対策債は、特別区で発行する方向で検討（他市町村と同様）

条例で定める額の算定

- ◆ パッケージ案と同様の算式となるよう、**地方交付税（臨時財政対策債を含む）** **配分割合** により算定した額とする。
- ◆ ただし、**臨時財政対策債の発行に関する国との調整等を踏まえ**、当分の間は、以下の内容を反映した算定式とする。

- ① 特別区が臨時財政対策債を発行するため、発行可能額は算定式から控除する
- ② 地方交付税で措置される臨時財政対策債などの償還財源は、そのまま特別区財政調整交付金で措置できるよう確保する

$$\left(\text{地方交付税 (臨時財政対策債を含む)} - \text{② 臨時財政対策債等償還財源} \right) \times \text{配分割合} + \text{② 臨時財政対策債等償還財源} - \text{① 臨時財政対策債 (市町村算定分)}$$

地方交付税	以下により算定した額の合算額 (1) 特別区の存する区域を市町村とみなして算定した財源不足額（臨時財政対策債振替前）に相当する額 (2) 特別区の存する区域を市町村とみなして算定した特別交付税に相当する額
臨時財政対策債等償還財源	特別区の存する区域を市町村とみなして算定した基準財政需要額のうち、以下の種類で算定された額の合算額 (1) 臨時財政対策債償還費 (2) 地方税減収補填債償還費 (3) 減税補填債償還費 (4) 臨時税収補填債償還費
配分割合	特別区財政調整交付金総額を算定するために、大阪府が条例で定める配分割合
臨時財政対策債	特別区の存する区域を市町村とみなして算定された臨時財政対策債発行可能額

特別区財政調整交付金総額の算定（イメージ図）

パッケージ案

特別区財政調整交付金

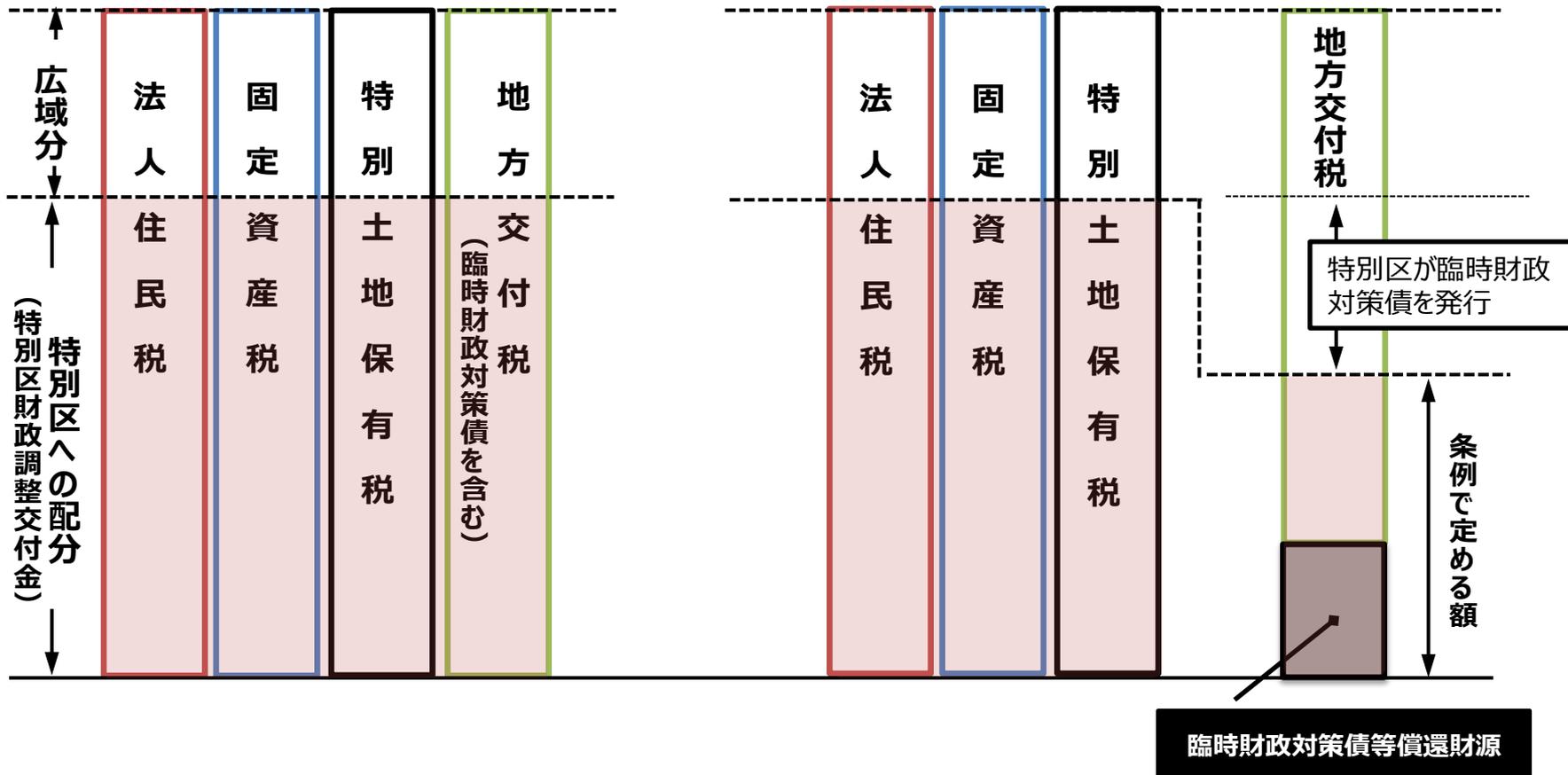
$(\text{普通税三税} + \text{地方交付税}) \times \alpha\%$

国との調整などを踏まえた見直し

特別区財政調整交付金

$\text{普通税三税} \times \beta\% + \text{条例で定める額}$

臨時財政対策債



2. 目的税を活用した交付金制度の構築

(五) 都市計画税・事業所税の取扱い

大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税については、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、**大阪府と特別区の双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分するものとする**

目的税の配分方法の概要

賦課徴収の主体と配分先	大阪府が賦課徴収し、充当事業がある大阪府及び特別区に配分
各特別区への配分	下記により目的税交付金を配分 ・ 人口や面積といった客観的指標で配分 ・ 既に着手済みの事業に係る財政負担に配慮
事業区域の確認	特別区域内の目的税であることから、財源の充当は当該区域内の事業に限定し、これを確認する仕組みとする
目的税の充当事業	都市計画税 ：（大阪府）街路・都市公園・下水道・高速道路 （特別区）街路・再開発・区画整理・都市公園 事業所税 ：（大阪府）高速鉄道・文化推進施策・スポーツ施設・緑化推進・下水道 （特別区）河川・橋りょう・スポーツ施設・緑化推進・廃棄物処理施設・社会福祉施設・児童福祉施設・学校施設・社会教育施設
大阪府と特別区への配分	過去5年間の事業の実績をもとに、直近実績も参考に配分

平成24年度決算の状況

平成24年度の充当事業を大阪府と特別区に配分

■ 都市計画税

大阪府	約 244億円
特別区	約 297億円

■ 事業所税

大阪府	約 156億円
特別区	約 98億円

■ 充当事業を大阪府と特別区に配分した場合の比率

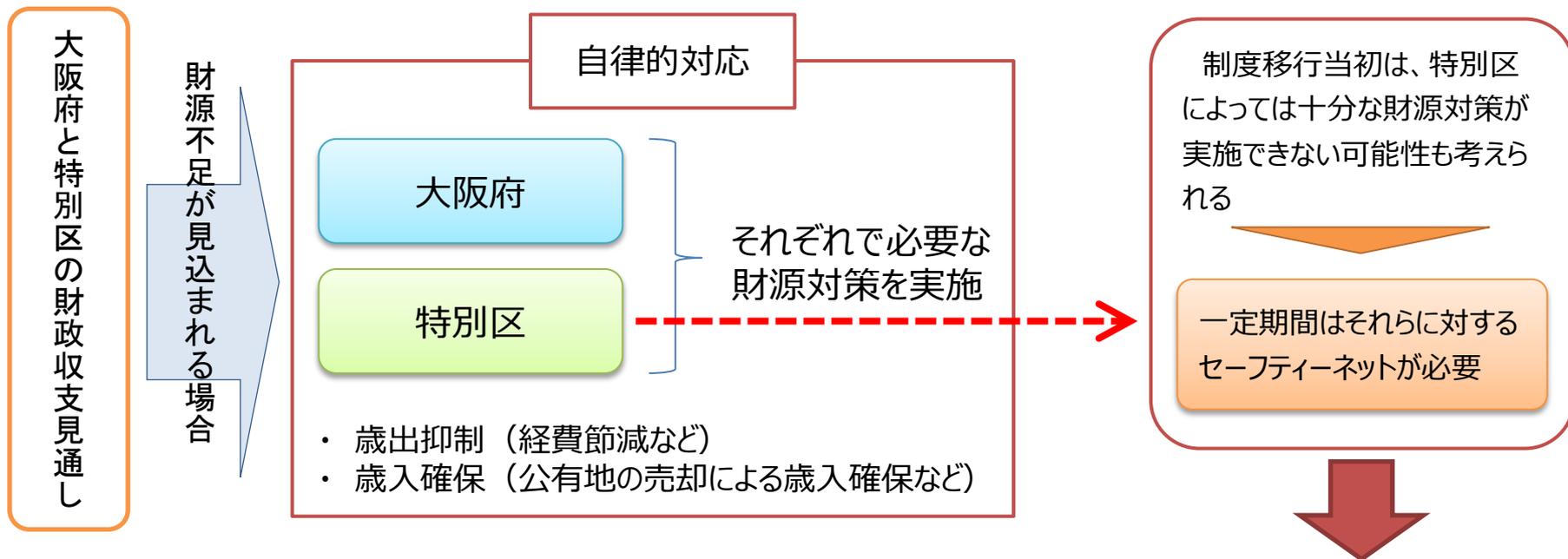
	H19	H20	H21	H22	H23	H24
大阪府	70%	64%	64%	59%	54%	50%
特別区	30%	36%	36%	41%	46%	50%

3. 特別区設置後における財政措置の特例

(六) 特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い

大阪府は特別区の財政運営が円滑に行われるよう、特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、大阪府に承継される財政調整基金を活用し、特別区に対して貸付を行うものとする

■ 新たな大都市制度移行後の財源不足への対応



財政調整基金の活用

- ・ 市で造成された財政調整基金（偶発債務のリスク対応分）を活用し、必要な特別区に資金手当てを実施
- ・ 特別区への貸付とし、その償還方法については、貸付時に調整して決定
- ・ 各特別区に財政調整基金の造成が進むなど、一定の自律的対応が可能になるまでの時限的措置
- ・ 偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に都区協議会で協議